

給実甲第660号 新旧対照表（給実甲第1240号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><u>給与法第12条の2</u> 関係</p> <p>1・2 （略） （削る）</p> <p>規則第2条関係</p> <p>1 <u>人事院規則9—89（単身赴任手当）</u>（以下「規則」という。）第2条第4号の「人事院の定めるこれに準ずる住宅」は、次に掲げる住宅とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p><u>給与法第12条の2</u> 及び規則9—89附則第2項関係</p> <p>1・2 （同左）</p> <p><u>3 給与法第12条の2第2項の「3万円」は、平成30年3月31日までの間は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）附則第10条の規定により読み替えられており、人事院規則9—89（単身赴任手当）（以下「規則」という。）附則第2項の規定によるものとされている。</u></p> <p>規則第2条関係</p> <p>1 <u>規則第2条第4号の「人事院の定めるこれに準ずる住宅」</u>は、次に掲げる住宅とする。</p> <p>一・二 （同左）</p> <p>2 （同左）</p>